

まったこと



ホロル君

※大樹スタジアムに住む伝説のフクロウ
性格はやさしく、特技は、スタジアムに実をならせること。

平成26年度一般会計補正予算

追加補正 1,135万5千円 総額 113億5,535万5千円に

| 歳入 | 金額 |
|---------|---------|
| 地方特例交付金 | 34万9千円 |
| 繰入金 | 1,100万円 |
| 諸収入 | 6千円 |

| 歳出 | 金額 |
|------------|-----------|
| 総務費（町長選挙費） | 1,135万5千円 |

専決処分日 平成26年8月7日

▽専決処分の承認を求めることについて

承認

条例改正

▽城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

城里町予防接種健康被害調査委員会
の設置に伴い、委員等の報酬（日額）を規定するため、また、城里町障害児就学指導委員会の名称を「城里町教育支援委員会」に改正したことにより、町条例の一部を改正したものです。

予防接種健康被害調査委員会
委員長 4,000円
委員 3,500円

▽城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

茨城県の医療福祉制度の一部が改正されたことに伴い、平成26年10月1日から小児の給付対象が拡大されることから、町条例の一部を改正したものです。

改正後
・0歳～小学6年生
外来、入院
・中学1年生～中学3年生
入院のみ（入院時に申請）

▽城里町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

茨城県障害児就学指導委員会規則の一部が改正されたことに伴い、当委員会の名称を「城里町教育支援委員会」に、また、設置目的等を改正することから、町条例の題名及び一部を改正したものです。

題名改正後
城里町教育支援委員会条例

条例制定

▽城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援法の一部が改正され施行されたことに伴い、給付対象として確認を受ける施設等の運営基準を条例で定めることが義務付けられたことにより、町条例を制定したものです。

反対討論

藤咲 芙美子 議員

この制度は、長年この国で培ってきた保育制度の公的なシ

第3回定例会で決

ステムを打ちこわし、子どもの保育を事業者と保育者の直接契約にゆだねるものである。わが子の保育内容をよくしようとすれば、業者と保護者との直接契約になり、金額しだいのオプションになり、格差を前提にした条例案といえる。また新制度の小規模施設には必ずしも給食施設が確保されず、子どもの安全面で懸念がある。業者が外部から取り寄せた弁当ではアレルギーなどの対応ができるのか。なによりも子どもの安全が心配である。まさに保育の内容も「金しだい」の状況が市町村に押しつけられている。

私は以上のことからこの条例案には反対だが、町として小規模保育でも子どもを安心して預けられるよう資格のある保育士の確保や子どもたちに安全な食事を出せるような工夫を業者に求める努力を惜しまないほしい。

▽城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の一部が改正され施行されたことに伴い、地域型保育事業の認可基準を条例で定めることが義務付けられたことにより、町条例を制定したものです。

▽城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の一部が改正され施行されたことに伴い、放課後児童クラブの設備運営基準確認に係る基準等を条例で定めることが義務付けられたことにより、町条例を制定したものです。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦について

次の方の推薦に同意しました。

阿久津 紘 氏（小勝）
和 氣 力 氏（徳蔵）

※任期 委嘱された日から3年

契約の締結

▽町道1号線（徳蔵倉見線）合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の委託契約

契約金額

1億円

契約の相手側

茨城県知事 橋本 昌

契約の方法

随意契約

その他

▽茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、設置根拠条文を改正することから、議会の議決を求めたものです。

請願

▽教育予算の拡充を求める請願

採 択

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は大変重要であるため、請願を採択し、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、震災からの教育復興のための予算措置の継続を要望する意見書を国へ提出しました。

平成26年度補正予算

一般会計

追加補正 574万7千円

総額 113億6,110万2千円に

歳入の主なもの

| | |
|-------|------------|
| 地方交付税 | 1億4,057万円 |
| 繰入金 | △1億5,800万円 |
| 繰越金 | △1,555万1千円 |
| 町債 | 3,636万2千円 |

歳出の主なもの

| | |
|--------|------------|
| 議会費 | 119万6千円 |
| 総務費 | △3,738万2千円 |
| 民生費 | 1,735万円 |
| 衛生費 | 1,366万9千円 |
| 農林水産業費 | 667万1千円 |
| 土木費 | 322万円 |

特別会計（4事業特別会計）

| 会計名 | | 補正額 | 補正後の額 |
|----------|--------|---------|--------------|
| 国保 | 事業勘定 | 31万7千円 | 25億5,962万3千円 |
| | 施設勘定 | 334万2千円 | 2億4,647万4千円 |
| 介護 | 保険事業勘定 | 148万3千円 | 17億3,889万1千円 |
| 公共下水道事業 | | △93万2千円 | 11億4,831万2千円 |
| 農業集落排水事業 | | 186万1千円 | 2億8,112万3千円 |

議会を傍聴してみましよう！

傍聴者報告

第3回定例会（9月2日～12日まで開催）

27人

次回の定例会は、**12月9日**からの予定です

（コミュニティセンター城里1階 サークル室の予定）

傍聴希望当日、コミュニティセンター城里1階の管理事務室で受付簿に住所・氏名等を記入後、傍聴券を交付します。**定員は先着順で30人**です。

日程など詳しいことは議会事務局へ

TEL.029-288-3111（内線 300）